

北上市告示甲第36号

北上市要保護児童対策地域協議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市要保護児童対策地域協議会規程の一部を改正する告示

北上市要保護児童対策地域協議会規程（平成18年北上市告示第98号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（構成）</p> <p>第3 協議会は、北上市健康こども部長及び<u>北上市健康こども部子育て世代包括支援センター</u>並びに別表に掲げる保健、福祉、医療、警察、教育等の関係団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p> <p>（調整機関）</p> <p>第4 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、<u>北上市健康こども部子育て世代包括支援センター</u>とする。</p> <p>別表（第3、第6関係）</p>			<p>（構成）</p> <p>第3 協議会は、北上市健康こども部長及び<u>北上市健康こども部こども家庭センター</u>並びに別表に掲げる保健、福祉、医療、警察、教育等の関係団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。</p> <p>（調整機関）</p> <p>第4 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、<u>北上市健康こども部こども家庭センター</u>とする。</p> <p>別表（第3、第6関係）</p>		
区 分	第1欄	第2欄	区 分	第1欄	第2欄
国又は地	[略]		国又は地	[略]	

方公共団 体の機関 (法第25 条の5第 1号)	<u>北上市健康こども部子 育て世代包括支援セン ター</u>	<u>子育て世代包括支援セ ンター所長又はその代 理人</u>	方公共団 体の機関 (法第25 条の5第 1号)	<u>北上市健康こども部こ ども家庭センター</u>	<u>こども家庭センター所 長又はその代理人</u>
	[略]			[略]	
その他の 者(法第 25条の5 第3号)	[略]		その他の 者(法第 25条の5 第3号)	[略]	
	<u>北上市里親会</u>	[略]		<u>岩手県里親会中部支部</u>	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。